

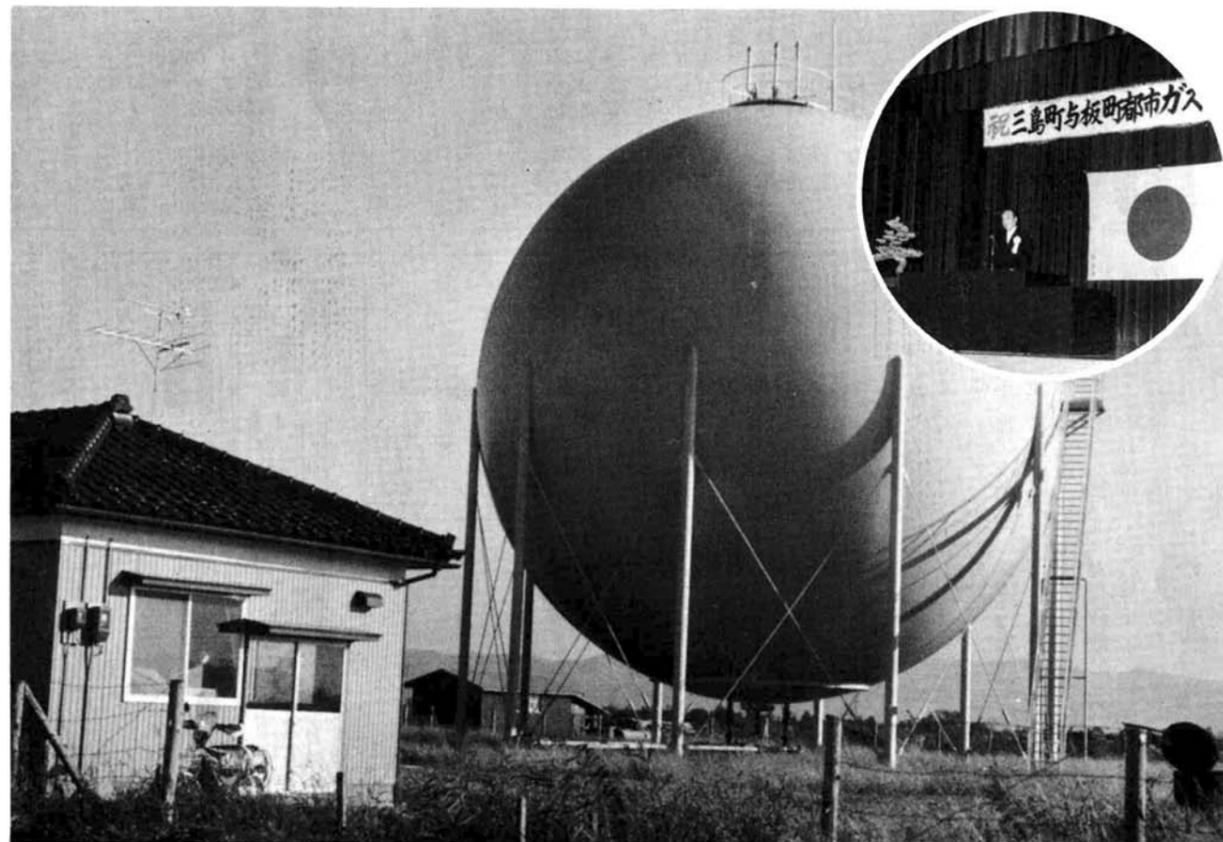


よいた

No.149 11月号

町だより 味 平沢基九郎

昭和53年11月10日 ■発行/与板町(代表者与板町長平澤基九郎) ■編集 与板町だより編集委員会



(10月26日 都市ガス事業竣工式)

都市ガス事業完了

かねてからの希望でありました都市ガス事業が二ヶ年の工事期間を経て、このたび完了し、三島町・与板町の両町3,100戸に都市ガスが供給されることになりました。町民の皆さんの協力により事故もなく順調に工事を進むことができ大変ありがとうございました。

— 人口の動き —

10月31日現在
()は9月末との比較

人口	7,872人 (+3人)
男	3,823人 (+2人)
女	4,049人 (+1人)
世帯	1,804 (+4)
出生	6人
死亡	8人
転入	24人
転出	19人

- おもな内容は
- 10 道路交通法がかわります
 - 10 冬の火災予防運動
 - 9 秋の火災予防運動
 - 9 第三十回人権週間
 - 9 錦鯉品評会開かれる
 - 8 初穂講
 - 8 国民年金法の成立
 - 8 糖尿病週間
 - 8 家庭の医療
 - 8 暮らしの豆知識
 - 7 社教だより
 - 7 文化祭
 - 7 われら青春
 - 7 私の城下町
 - 7 心配ごと相談所とは
 - 9 税金あれこれ
 - 9 保健衛生だより
 - 10 お知らせ

保健衛生だより

- 11月21・22日 13時30分から14時45分
インフルエンザ 母子センター
対象者 園児(希望者)
- 12月4日 13時30分から15時
乳児検診 母子センター
対象者 S.52.12.1~S.53.3.31迄出生者
- 12月5日 13時30分から15時
母親学級(前期) 母子センター
対象者 S.54.4~7月分娩予定者
- 12月6日 13時30分から14時30分
二種混合(二期) 母子センター
対象者 S.50.4.1~S.50.8.31迄出生者
- 12月7日 13時30分から14時30分
生ワク投与 母子センター
対象者
第1回目 S.53.1.1~S.53.5.31迄出生者
第2回目 S.52.6.1~S.52.12.31迄出生者

テレフンサービス11月分予定表

日	曜	テーマ	日	曜	テーマ
1	水	ブーツの上手な使い方	17	金	
2	木		18	土	消費生活相談事例
3	⑤		19	⑥	
4	土	特殊販売の知識(通信販売とネガティブオプション)	20	月	
5	⑦		21	火	
6	月		22	水	食料品の価格動向
7	火		23	⑧	
8	水	消費生活相談事例	24	金	
9	木		25	土	電気毛布の使用上の注意
10	金		26	⑨	
11	土	上手な電話の利用法	27	月	
12	⑩		28	火	消費生活相談事例
13	月		29	水	
14	火		30	木	
15	水	化学調味料とだし			
16	木				

第一回町民親子魚釣大会
◎期日 十一月十二日(日)
◎集合時間・場所 午前八時三十分 別院橋東詰
◎参加費 大人二〇〇円 小人一〇〇円
◎賞品 町長杯他50位迄大人の部・小人の部に分け賞品を用意いたします。
※黒川には当日一万匹の錦鯉を放流しますので、多



数参加して下さい。尚、雨天決行で受付は当日いたします。主催 与板へら研
与板町郷土資料館便り
資料館に展示物説明装置ができました
与板町の郷土資料館は、昭和四十二年に心ある人の浄財をもとに、有志の御熱意と町の御尽力によって出来たものです。ここには与板の数千年前から現代に至る、文化、政治、経済、産業などの先人の遺産を展示收藏してあります。展示物にはそれぞれ説明書がついておりませんが、更に参観者の皆様に展示物一つ一つをより具体的に御理解いただくよう、与板町文化財

十一月二十一日(火)
午前九時から
午後三時まで
地域・広野
十二月七日(木)
午前九時から
午後三時まで
地域・模原
(東北電力より)

茶の間でも
家族の
交通安全

献血車が来町します

~12月8日(金)~
献血はだれでもできる人助け
◎受付時間 午前10時~12時 午後一時~三時
◎場所 役場前

善意のご寄付
ありがとうございました
恵まれない人に役立てて下さいと、馬場町 山田市太郎さんから二万円の寄付がよせられました。
善意に対し、感謝申し上げますと共に福祉事業に活用させていただきます。

<次回は54年2月23日>

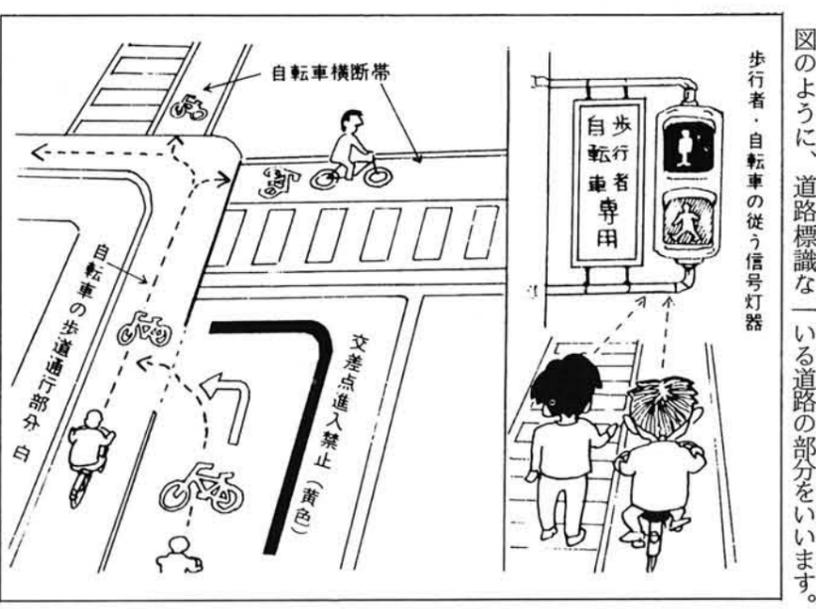
とじて保存して下さい



12月1日から 道路交通法 がかわります

- 道路交通法が、七年ぶりに大幅改正され、十二月一日から施行されます。今回の改正は二、三人に一人が運転免許を持つ「国民皆免許時代」を迎えて、クルマ社会の新しい秩序づくりをめざすものです。主な改正内容は次のとおりです。
- ★**自転車の通行安全**
 - 横断帯が新設されます。
 - 交差点への進入が一部禁止されます。
 - 歩行者用信号に従って通行して下さい。信号無視は懲役三カ月以下、罰金三万円以上です。
 - 歩道では車道寄りを徐行して下さい。
 - ブレーキの整備不良は処罰されます。不良の自転車に乗っていると三万円の罰金です。
- ★**自動二輪**
 - 原動機付き自転車 ヘルメットの着用が義務づけられました。高速自動車国道や自動車専用道路での二人乗りは三万円以下の罰金です。
- ★**暴走行為の禁止**
 - ジグザグ運転、横列運転は懲役六カ月以下、罰金五万円以下、違反点九点で、無免許運転よりも重い行政処分を受けます。
- ★**身体障害者の通行を保護**
 - 運転車は一時停止又は徐行をしなければなりません。

★自転車横断帯



歩行者・自転車の従う信号灯器

どで自転車の横断のための場所であることが示されている道路の部分をいいます。

- ★**高速自動車道**
 - 燃料切れや積荷の転落も処罰されます。
 - ※運転者は前もって、ガソリンの状態、冷却水やオイルの量、積荷の状態をチェックして下さい。
- 罰則は、それぞれ懲役三ヶ月以下、罰金三万円以下、違反点は二点です。
- 故障したときは、停止表示

- 「酒酔い」は免許取り消しになり、最高の十五点の厳罰です。
- ★**安全運転管理**
 - 副安全運転管理者の選任をしておかなければなりません。
 - 管理不徹底には車の使用が制限され、使用禁止の期間は六ヶ月以内、運転禁止のマークが車に張られます。

冬前の 交通事故防止

- 「みんなで考え」
 - 日暮れが早く、荒れ模様が続く時節ともなり、道路には自動車も自転車も歩行者もひしめきあっています。このようなとき誰かのちょっとした不注意が大きな事故につながる可能性があります。自動車の運転者も、自転車利用者も、歩く人々もみんなでのことを守って交通事故を防ぎましょう。
- 一、**運転する人**
 - (1) スピードはふだんよりも落しましょう。
 - (2) 急ブレーキ、急ハンドルをつかわない。ブレーキはポンピングしましょう。
 - (3) 歩行者や自転車乗りの
- 二、**自転車利用の人**
 - (1) 左側端を走りましょう。
 - (2) 急に右にまがらず、とまって後ろを見るくせをつけましょう。
 - (3) 酒を飲んで乗らないようにしましょう。
 - (4) 運転者から見えないよう目だつ明るい服装や、自転車には反射材をつけましょう。
 - (5) 交差点では必ず一時停止して安全を確かめましょう。
 - (6) 日が暮れたら必ずライトをつけましょう。
- 三、**歩く人**
 - (1) 日暮れが早いので黒い服装はできるだけ避けましょう。
 - (2) 暗くなったらできるだけ反射材(光るもの)を携行しましょう。
 - (3) 右側端を一列に歩きましょう。
 - (4) 急にとび出さないようにしましょう。
 - (5) 道を横切るとき、右を見、左を見て、もう一度右を見て渡りましょう。
 - (6) 子供さんは、おかあさんがよく見守ってやりましょう。

秋の全国 火災予防運動 11月26日～12月2日まで

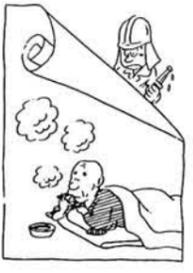
六分に一件の割合で火災が発生し、一日に六人が焼死二十七人が負傷。これが、今年一月～六月までの「火災発生ペース(全国)」です。

火災の発生原因は、相変わらず「たばこ」が第一位を占め、死傷者では、老人と子供の増加がめだっています。今年も十一月二十六日から十二月二日まで、秋の火災予防運動が行われます。

隣住民の援助や協力が何よりも必要です。

日ごろから次の点に気をつけて、老人を火災から守りましょう。

- 老人は避難しやすい場所にと寝かせる。いざというとき、階下の出入口近くがいちばん安全です。
- 冬場にむかい、老人は部屋に閉じこもり、ストーブなど暖房器具を独占しがちです。器具の安全な使用方法とその特性について、よく説明しておきましょう。
- 寝たきり老人で、やむをえず寝たばこをする場合には、必ず家族が付き添いまししょう。
- 老人の居室や寝具のまわりには、新聞紙や紙くずなど燃えやすい物を置かないようにしまししょう。
- 老人だけを残して外出する場合は、必ず近所にひと声かけて出かけるようにしまししょう。



ど燃えやすい物を置かないようにしまししょう。

●老人だけを残して外出する場合は、必ず近所にひと声かけて出かけるようにしまししょう。

●「炎の犠牲」
保護者の不注意から

親の留守中に火災が発生し、出入口に鍵がかかっていたため焼け死んだり、深夜の火災で大人はかろうじて避難したが、行動力のない幼児だけが逃げ遅れてしまった。

このような保護者の不注意による子供の焼死者は、昭和五十二年中で二百八十人もいます。なかでも五歳以下の幼児が二百七十人の多数にのぼるいたましい結果となっています。

●何もしない子供たちを「炎の犠牲」にするほど、残酷なことはありません。ぜひ次の点を心がけてください。

●まだ歩けない乳幼児は、



対話によって明るく住みよい社会をつくらう

第三十回人権週間

皆さん、十二月十日は国連総会で世界人権宣言が採択された日であり、この日を「人権デー」と定め、今年でちょうど満三周年目に当たります。我が国もこれを受けて、毎年十二月十日を最終日とする一週間を「人権週間」として、広く国民に呼びかけ人権意識の高揚を図ることとなっております。

人権擁護委員連合会では本年度の啓発活動の重点目標を「人権の共存」対話によって明るく住みよい社会をつくらう」とのほかに「部落差別の解消」と「婦人の地位を高めよう」という三つのテーマを掲げております。

最近、家庭及び一般社会においてお互いが顔を合わしても言葉が交わさない人間疎外の現象が随所にみられ、社会連帯の心も失われつつあるやの感があります。そこでお互いに「話し合えること」が人と人との社会的結びつきを強め、「話をつなぐこと」があらゆる社会において緊張を緩和する最良の方法であること、思い起し、日常生活の場において気軽に言葉を交わし合う気風を養って明るく住みよい社会を作るようにいたしましょう。

また、人間は誰でも生まれながらにして自由、平等の権利を持っており、男女の性や生まれによって差別的な扱いをしたり、他人の人権を無視して弱い者いじめをするようなことがあってはなりません。

ところが、この権利をなんでも自分の都合のよいように使うことを言ったり、行動したりしてもよいことだとはき違えている人がいるために他人の人権が犯されている事件があとを絶ちません。

例えは自分の思うようにならないからといって暴力で他人の権利を犯したり、子供や老人を虐待したり、事実無根のうわさを広めて人の名誉や信用を傷つけたり、村八分にして不当な差別をしたりしていることなどです。

国民の基本的な人権を擁護する機関として法務省やその下部組織である法務局に人権擁護担当職員がおり、また全国の市町村に法務大臣から委嘱された人権擁護委員が配置されております。新潟県では二百五十五名の委員が活動しております。

皆さんが少しでもこれは人権問題ではないかと感じたり、法律がよくわからないうちに困ったりしたときは、法務局長岡支局か、もよりの人権擁護委員にいつでも気軽に相談下さい。

交通事故、借地借家、離婚、扶養、相続などの相談にも無料で応じています。秘密は固く守られます。あなたの人権は守られていますか。

人権はみんなが持つものを守るのです。

お互いに人権を守って住みよい社会を築きましょう。

与板町に配置されている人権擁護委員は、昭和五十三年十月一日、法務大臣より委嘱を受けられた豊田秀信さんです。

よいた町だより

●増加する死者

●老人 全体の35%を占める

●老人が火災で亡くなるケースとして多いのは、就寝中に寝たばこの火の不始末から寝具に燃え移り、煙に巻かれて死亡。

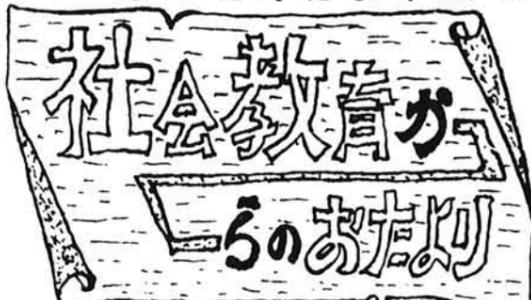
●あるいは、一人でたき火をしていて、きものに火がついたが、体が不自由なために消すことができず、焼死してしまつたなど、悲惨な例がめだっています。

●老人を火災から守るためには、家族はもちろん、近

与板町婦人指導者研修会に参加して

去る十月七・八日、一泊二日で巻町越前浜の県立青少年研修センターで色々と指導を受けてまいりました。大自然の風景に見とれてため息が出る思いでした。その秋晴れの空の下で各団体の方々と御一緒に朝夕のつどいをさせていただき人と人の親しみを感ぜさせられました。

最初に研修の日程表の内容を見て、分科会に分れて討議し、団体など難しい問題でなんだか不安な気持ちでした。テーマとして「婦人活動の現状とその発展」と言う題で六班に分れてお話をし、お互いの意見を出し合ったわけですが、多様な



日々を忙しく駆けまわざるを得ない現代社会の中にある、お互いに努力と責任を持って助け合い、励ましあうと結論がでたわけですが、変動の激しい現代の社会に、私達はもつと課題を解決する能力が充分に必要なと言ふ事です。レクリエーションの時に講師の先生があまりにも元気がはつらつで、私達生徒も職場の事、家庭の事一切忘

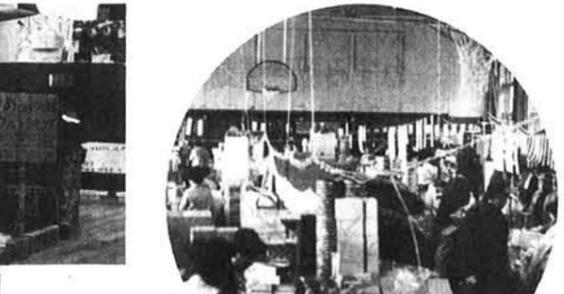


秋晴れの十月七日・八日越前浜県立青少年研修センターにて、横山、黒川、与板町婦人指導者合同研修会が次のような主たる内容で開催されました。
一、「現代青少年を理解する」(講義)
研修センターの松田先生の有意義なお話でした。この頃の若い者はというけれど、ある日突然若者になったのではなく、若者が育つて来た社会・家庭・学校教育等その時代の背景にもよるもので、変化の激しいこの時代には新しい知識と学習を身につけなければならぬ。そのために生涯教育が必要である事を改めて感じました。
二、夜のキャンドルサービス(連帯意識)
暗い物音一つしない静けさの中に火の神に点火が始められ、勇気の火、真理の火、希望の火、友情の火に点火され、その火が一人一人の燭台にもされ楽しい集いの中で、人と人との出合いと心のつながりの大切さを、深まる秋の夜長にしみじみ感じました。
三、「婦人活動の現状とその発展」(分科会)
六分科会に分かれ地域での活動を通じ今後の問題について活発な話し合いが展

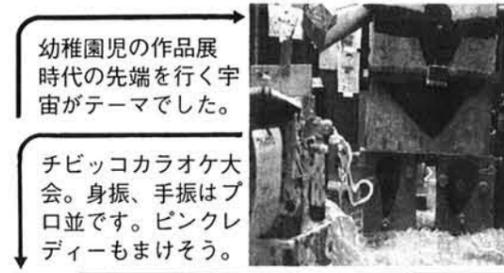
開されました。全体会で六分科会の発表がありました。が、充実した内容でみんなが真剣に取り組んでおられる、貴重な体験を通じての物の見方、考え方を御聞きし大変勉強になりました。最後に公民館長さんの指導講評がありましたが、常に学習への意欲と人とのふれ合いを大切にしたいと、私なりに考えてまいりました。
四、ハイキング(レクリエーション)
紅葉には早かったけれども、すずきの波とやさしく咲きみだれるコスモス、自然を満喫しながら歩くと目前に青い海と空、秋晴れに映える佐渡なんとも素晴らしいのだろう。私は自然にありがとうと何回も繰り返した。防波堤に腰を下ろして、横山の方も黒川の方も与板の方もみな以前からの友達であったかのように笑い声が波の音と共に聞える。研修センターでの二日間、不安であった一人一役の係活動もスムーズに出来、規律ある生活と時間の大切さを改めて認識することが出来ました。この研修を通じて三地区の婦人が目標を一つにして歩みよる事が出来ました。これを機会に地域社会の一員として、今日より明日へと前進したいと思えます。まず来年の町民体育祭には三地区で参加できたらと期待しております。



文化祭 カメラで拝見



さあアいらっしやい本日は一日デパートだよ！安いよ安いよ
文協・美術部の絵画展。僕もこんなにうまくかけたらなあ



幼稚園児の作品展 時代の先端を行く宇宙がテーマでした。
チビッコカラオケ大会。身振、手振はプロ並です。ピンクレディーもまけそう。



われら青春



与板町 青年研修会に参加して

秋晴れのすがすがしい天気の中、10月の14日と、15日と、私達はきれいに紅葉した磐梯山のふもと、眼前には澄みきった猪苗代湖の広がる磐梯

青年の家へ研修に行ってきた。青年研修に参加して三年目、巻の青年の家に誘われたのが最初である。その時は「青年研修？行って見ようか。」そんな感じで、行って見て討議をやり、ゲームをし、そんな中から今まで知らなかった新しい仲間「巻の仲間」を作ることができた。こんなたのしく、すばらしい研修会があったのか、それなら来年もという事で、昨年は赤城青年の家へ「赤城の仲間」そして今年、磐梯青年の家「磐梯の仲間」で、有意義な研修所の生活の中で新しい仲間が次々とできた。青年の家と聞

くと、お堅い所で勉強をすること(所)と思われがちだ。たしかに日常の生活から見ると少し厳しい所はあるがきめられた規則さえ守っていれば自由である。おまけに、施設、設備は万全である。磐梯の先生が言っておられた「この規律が厳しいのではなく、日常の生活が少し乱れているのではないか」と、だからこの生活になじみ、施設をフルに利用し、一人一人自分の仕事に責任をもつてこなし、身近な問題について語り、ゲームをし仲間を作る。そこにこの研修会の意義があるのだと思う。こうした研



「磐梯へ行かないかね」と言われたのが、私が国立磐梯青年の家へ行くことになったそもそのきっかけでした。ただの観光旅行ならいつでもいけそうだけれど、こんな旅行はもしかしたら今しかできないのではないかと考えたのです。一泊二日の日程は、研修とレクリエーションとが、うまく構成され毎日時間に押し流されがみに生活している私にとっては、大切な一泊二日の生活でした。忘れぬ事のできないひとつに、湖の青さと磐梯山の姿があります。着いた時の驚きは、まずそれでした。初めに、オリエンテーションをし、その後「家族の中における自分の位置と役割」と題して、両親の扶養それぞれ自分の立場などについて話した意見交換の場では、聞いているだけで私にはプラスになりました。その他、キャンドルサービス、講義、ハイキングなど、帰って来て人それぞれに考えたこと、思った事は違っても、意義があったことと思えます。何人かの人と話したり、短い期間だけれどいっしょにいたり、共感したり反感を考へ直したり、それだけ

研修について

でも今回初めてこの研修旅行に参加させてもらってよかったと思います。一人一役をモットーに、みんながなにかしらしていた。そのまた先頭に立って日程を考えてくださった人、実行していつてくれた人、どうもありがとうございます。みなさんも何か機会があったら、こんな研修旅行もどうでしょうか。丸山 松代

町長杯 榎原Bチーム 最終戦を飾る

十月八日、信濃川河川グラウンドにおいて、今年度最後の野球大会が開かれ、各チームとも最終戦をかきうと熱戦がくり広げられました。結果は次のとおりです。
一位 榎原Bチーム
二位 本与板チーム
三位 横町チーム
四位 安永チーム

町民 バレーボール大会
とき 11月12日(日)
ところ 与板小学校体育館

今年の劇は「ある愛のはてに……」。舞台装置など大変手のこんだすばらしいものです。一回きりの公演ではちょっとおしいような気も……。



さすがアー、りっぱな作品ばかりです。



小・中学生の音楽発表会。この真剣な表情を見て下さい。

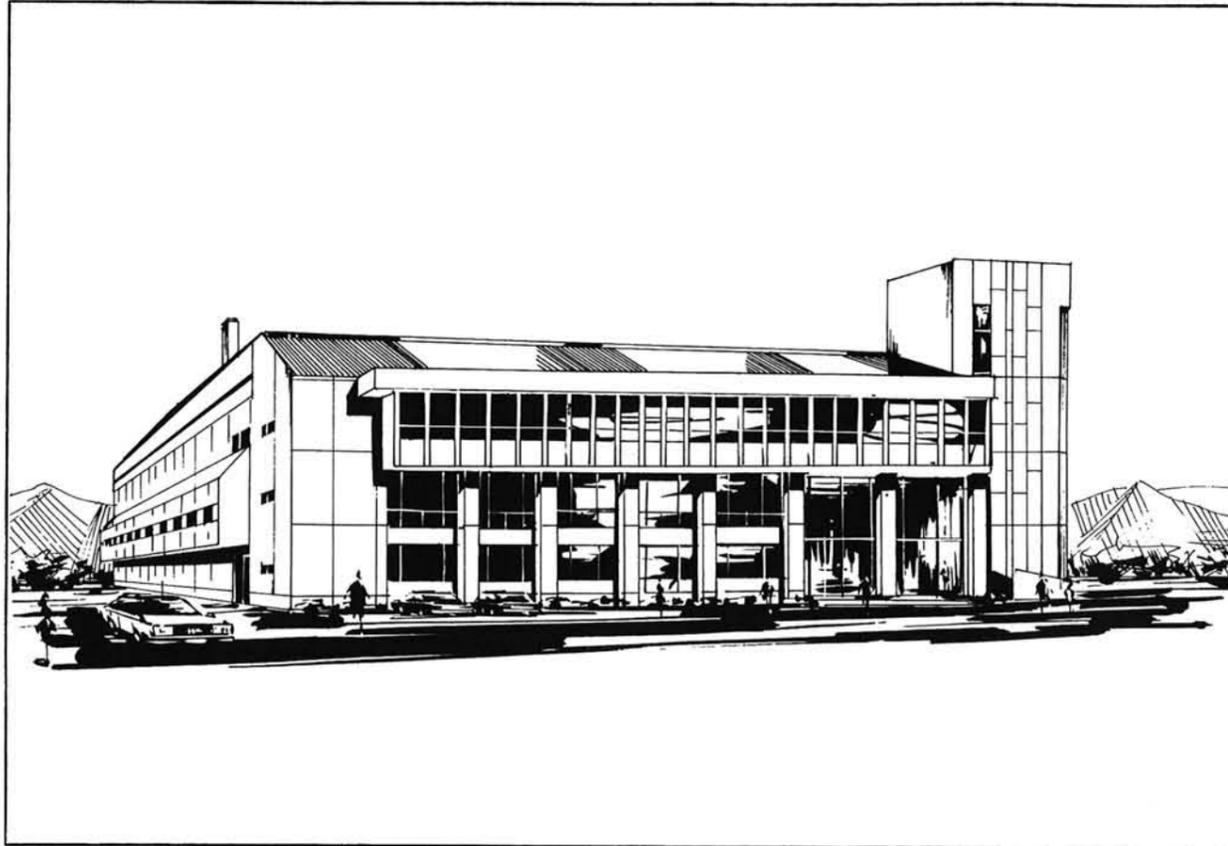


よいた

町だより 町長 平沢善九郎

町民体育館特集号

昭和53年11月10日 ■発行／与板町(代表者与板町長平沢善九郎) ■編集 与板町だより編集委員会



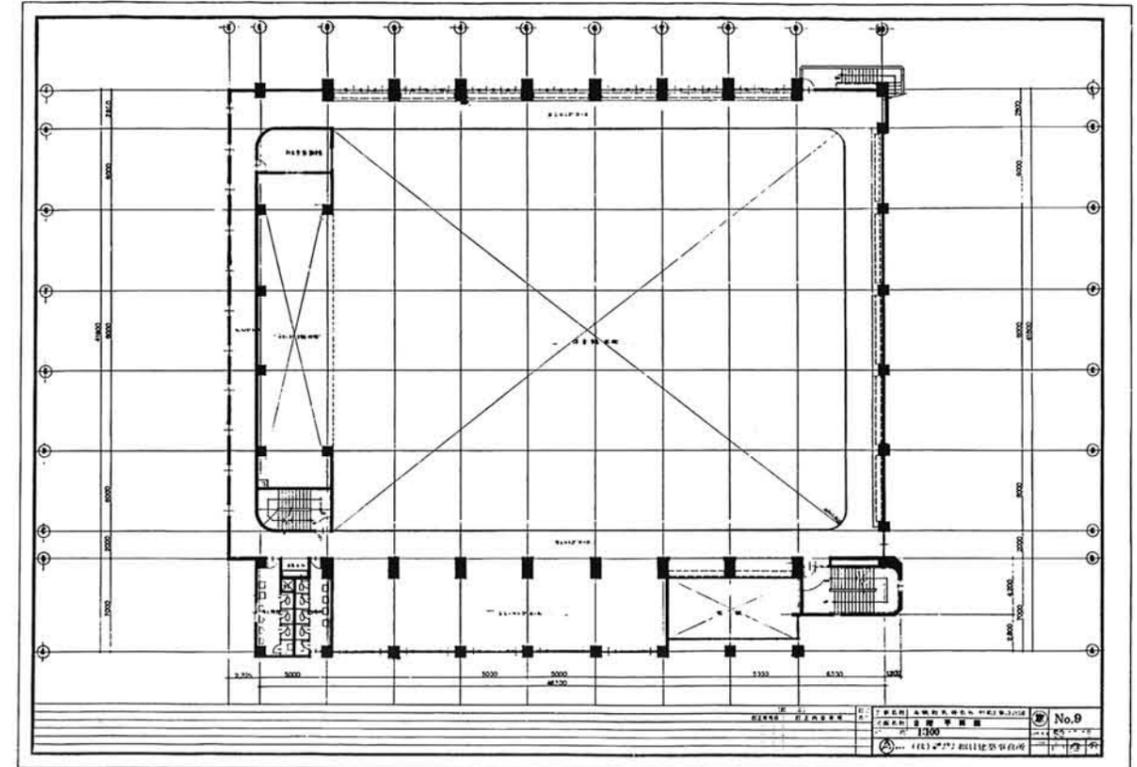
建設ニュース

町民体育館来春誕生!

かねてより町民の皆様にお約束申し上げておりました町民体育館(町民会館)の建設が、このほど文部省の認可を戴き、予定より1年早く着工する運びとなりました。去る11月6日、8業者の方々の指名競争入札を行い、大成建設株式会社が、4億1,650万円で請負うこととなり、翌7日の臨時議会で議会の御承認をいただきましたので、大成建設株式会社と契約を締結致しましたので、御報告申し上げます。

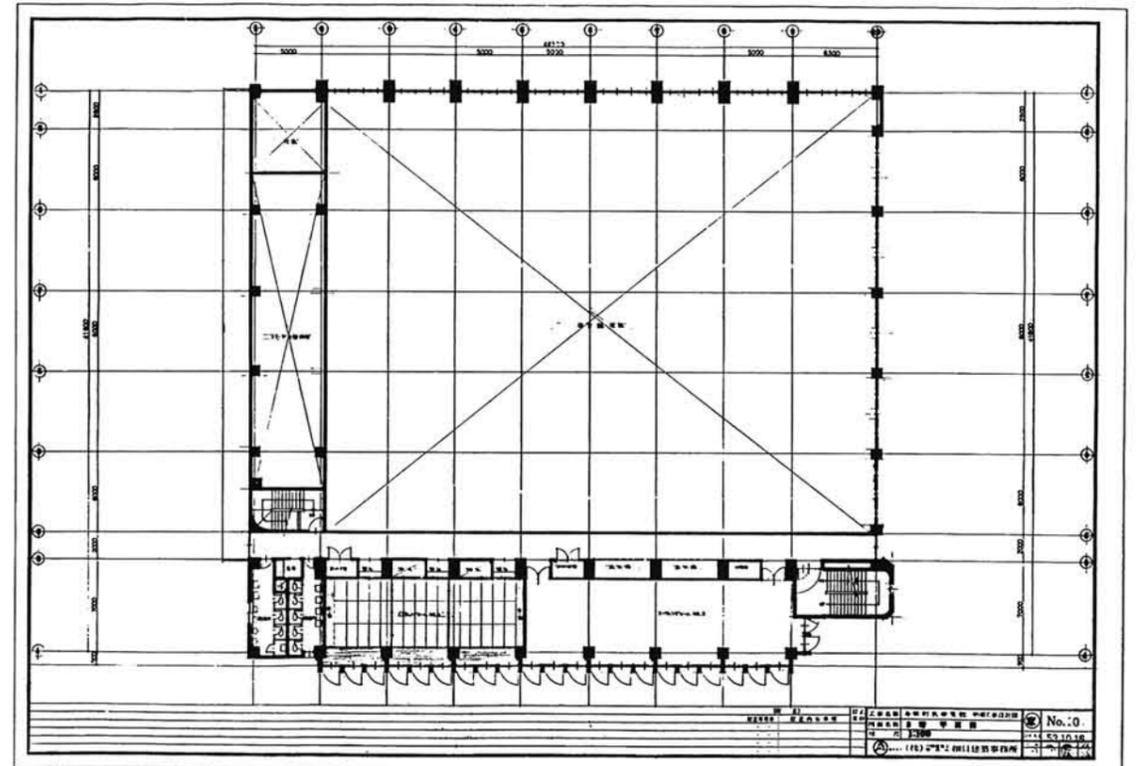
〈2階〉 635m²
(192坪)

- ・ランニングコース-----一周 160m
- ・トレーニング室-----体力作り場・健康増進場・美容体操場
- ・ギャラリー(観覧席)---固定席150席とランニングコースを併用し 400人位
- ・男女トイレ-----1ヶ所



〈3階〉 459m²
(138.8坪)

- ・大会議室-----椅子席 100(暖冷房付)
- ・日本間会議室-----床の間 2ヶ付 45帖敷(暖冷房付)
- ・男女トイレ-----1ヶ所
(屋根-----P・C工法による陸屋根)



— 建物の概要 —

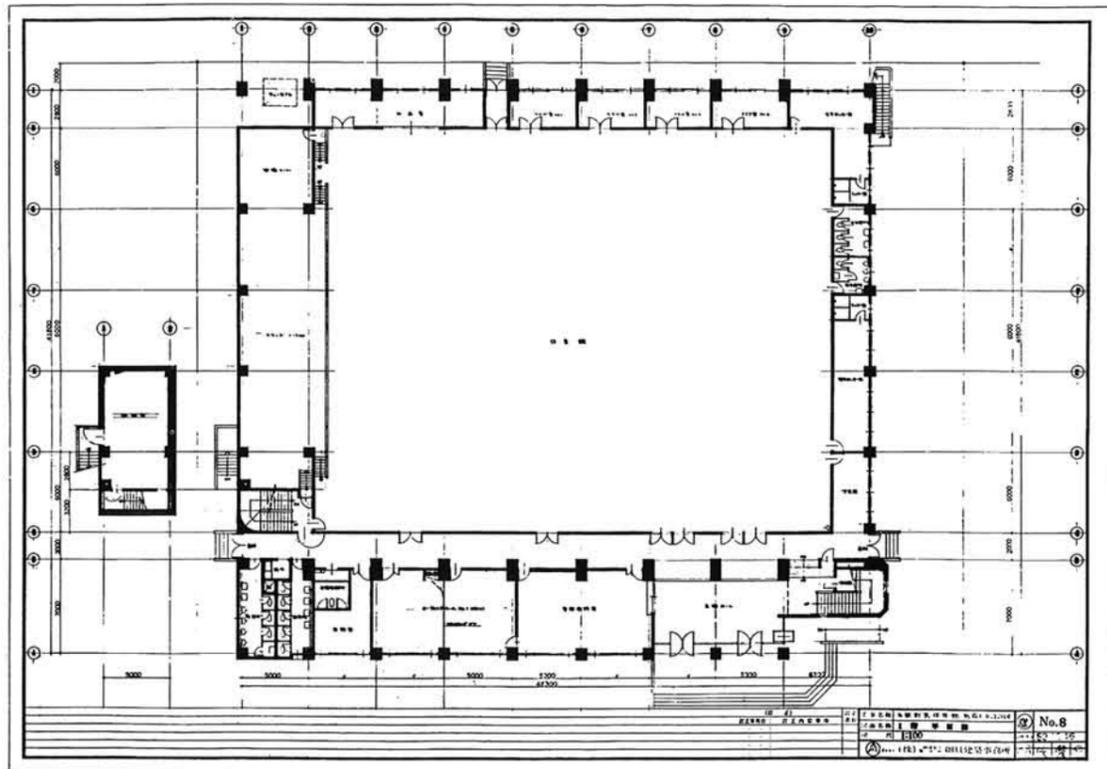
〈場所〉	与板町大字与板字江西 (安永町裏側)
〈敷地〉	建物敷地 2,956㎡ (894坪) 駐車場 1,932㎡ (585坪)
〈建物の構造〉	鉄筋コンクリート3階建
〈建築面積〉	2,048㎡ (620坪)
〈総床面積〉	3,103.3㎡ (938.8坪)
〈地下〉	61.7㎡ (18.7坪) 暖冷房 機械室

〈1階〉 1,918㎡ (580.1坪)

- ・玄関ホール
- ・廊下
- ・管理室
- ・ミーティング室
- ・身障者用トイレ
- ・男女トイレ2ヶ所
- ・ステージ
- ・用具室
- ・クラブ室4
- ・女子ロッカー室
- ・女子シャワー室
- ・男子ロッカー室
- ・男子シャワー室
- ・下足室
- ・フロア—30m×38m

●フロアの利用能力

- ・催物等の人員収容-----2,000人
- ・球技場として
 - バレーボール---公式コート1面
練習用コート2面
 - バスケットボール---公式コート1面
練習用コート2面
 - テニスボール---公式コート(軟)1面
練習用コート2面
 - バドミントン---公式コート4面
練習用コート6面
 - 卓球---公式コート10面
練習用コート15面



この体育館建設の大きな目的は、与板町の町民の皆さんの健康増進と体力の向上を計るための体育施設を主体としてはいますが、更に重要なことは、与板町に住む老若男女の広い階層の方々から、いろいろな場合に気軽に御利用いただき、広い範囲の町民コミュニティ向上の場とする、いわゆる多目的な会館であります。そのためにはすべての機能を十分に満たすことの出来ないことは、あらかじめ御理解を賜りたいと思います。

例えば、音楽会、演劇、講演会等を考えて音響の効果のみを考えれば、天井の高さや、窓等の関係で体育の競技に障害を及ぼすことは当然です。出来るだけ音響効果も配慮致しましたが、この場合は体育方面を重視して設計してあります。

この体育館は、当初は昭和五十四年・五十五年の二年にまたがる事業として計画し、議会にも特別委員会を作っていたが、共に立派な会館を建設すべく御協力をいたして来ましたが、今回の臨時国会で、景気浮揚という国の政策の中で体育館の建設が、数はわずかですが認められるという情報をキャッチし、くり上げて早期建設を決定して、国会議員の諸先生をはじめ、国(文部省)、県(教育委員会)等へ強力な運動を展開して来たのであります。幸い各方面の強い御援助、御協力により、私達の希望が認められる結果になったことはまことにありがたいこととあります。

昭和五十三年度も半ばを過ぎ、財政的にも限界があり、しかも景気浮揚という国策の中で短期間の工事の完成を義務づけている強い規制も受け、いろいろの障害も予想されましたが、あえて議会の皆様と共にこの早期建設を決定致しました理由を申し上げます。

全国的に体育館の建設がブームとして高まっております、希望する市町村が激増して文部省がそれら

の要求に応じ切れない現状であり、県内を見ても昭和五十四年度に与板以外の三町村が猛運動を展開しており、更に昭和五十五年度には他の四町村が既に名乗りを上げてこの状況の中で県内毎年一つ位の割り当てではこの機会を逃すと次の予想がきわめてむずかしい見通しであること。

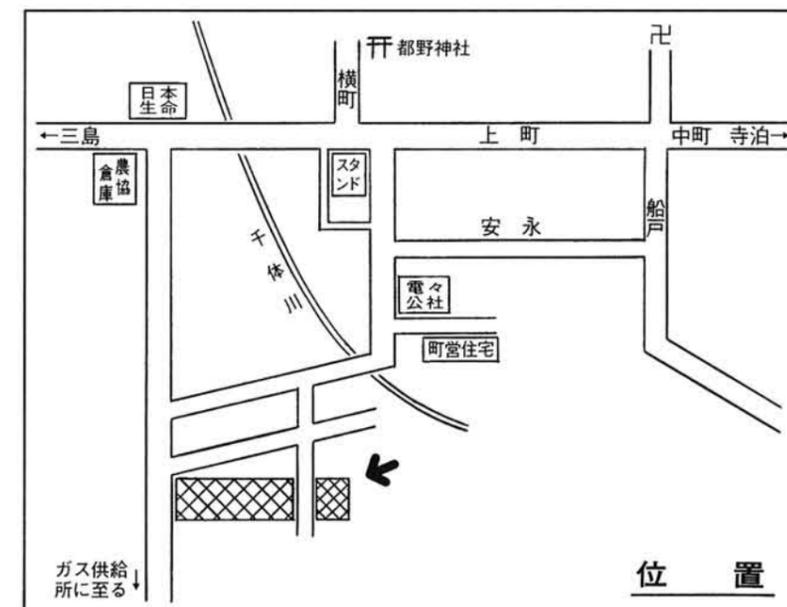
与板町には体育館施設を含め社会教育の面で集会所の数が少く、町民の皆さんには御不便をかけていましたので、一日も早く建設して御利用いただき、そして喜んでいただくという願いからであります。

国の景気浮揚という政策の中で行われる事業なので、起債等の関係で普通の年の事業にくらば財政的に国・県から暖い措置がうけられること等であり、

さて、この町民体育館の内容であります、前に述べましたように、全町民を対象とし、又いろいろな会合を目的としていますので、それに備える機能や規格はそろえるよう努力はいたしました。地形や財源等の問題だけでなく全町民の利用という大きな目的のためには、すべての御要望をそのまま、充分には取り入れる事の出来なかつたことは御理解をいただきます。

与板町の計画したものは、国民体育館という規格であり、基準面積は一、〇〇〇平方メートルありますが折角作るにこれでは不十分でありますので、各方面の御要望、御意見をとり入れて、最終的に三、一〇三平方メートルという広いものになりました。

先般、体育協会の有志の方々と話し合いを持った折にも「設計については使用される側の町民の各層の御要望は取り入れてあります。体育協会の有志の公式試合を二面とりたい、そのために少し広げてほしいとの御要望も充分理解は出来ませんが、体育だけではなく総合的に使用する建物ですので、演劇、



そして催物等でステージや各部屋を利用される文化団体等の御要望も直接強く聞いておりますし、身障者や老人等の立場を考えれば、一階の廊下やクラブ室は是非設計通りに残さしていきたい。そして公式試合は一面、練習試合は二面を充分とれますので、外来者の大会よりも利用される町民を本位に考えていただきたい」と極力御願いをして御理解を求めた次第であります。

完成したあかつきには、利用される多数の皆様が喜んでいただけるものを作り上げるべく努力する所存でございますので、議会を始め町民の皆様の一層の御理解と御協力を御願い申し上げます。